

---

令和2年 第5回 9月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第3日）

令和2年9月24日（木曜日）

---

議事日程（第3号）

令和2年9月24日 午前10時00分開議

- 日程第 1 決議案第1号 下川俊秀議長に対する不信任決議  
（日程第1 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 2 認定第1号 令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 令和元年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 令和元年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 令和元年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 令和元年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第9号 令和元年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第11 認定第10号 令和元年度中間市病院事業会計決算認定について  
（日程第2～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 第52号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 第53号議案 令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
（日程第12～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第14 第54号議案 中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第55号議案 中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
（日程第14～日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第 16 第 56 号議案 中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託契約について  
(日程第 16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 第 45 号議案 中間市中央公民館条例を廃止する条例  
(日程第 17 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 第 57 号議案 中間市道路線の変更について  
(日程第 18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 第 58 号議案 損害賠償の額を定め、和解することについて  
(日程第 19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 意見書案 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書  
第 7 号
- 日程第 21 意見書案 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見  
第 8 号 書  
(日程第 20～日程第 21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 22 意見書案 「敵基地攻撃論」の撤回を求める意見書  
第 9 号  
(日程第 22 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 23 意見書案 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策（消費税  
第 10 号 減税）を求める意見書  
(日程第 23 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 24 意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪  
第 11 号 化に対し地方税財源の確保を求める意見書  
(日程第 24 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 25 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 植本 種實君  | 2 番 小林 信一君  |
| 3 番 堀田 克也君  | 4 番 柴田 芳信君  |
| 5 番 田口 澄雄君  | 7 番 掛田るみ子君  |
| 8 番 草場 満彦君  | 9 番 中尾 淳子君  |
| 10 番 山本 慎悟君 | 11 番 安田 明美君 |

1 2 番 梅澤 恭徳君  
1 4 番 中野 勝寛君  
1 6 番 下川 俊秀君

1 3 番 柴田 広辞君  
1 5 番 井上 太一君

---

欠席議員（0名）

---

欠 員（2名）

---

説明のため出席した者の職氏名

|          |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|
| 市長       | 福田 浩君  | 副市長    | 白尾 啓介君 |
| 教育長      | 片平 慎一君 | 総務部長   | 田中 英敏君 |
| 市民部長     | 船津喜久男君 | 保健福祉部長 | 藤田 宜久君 |
| 建設産業部長   | 篠田 耕一君 | 教育部長   | 佐伯 道雄君 |
| 環境上下水道部長 |        | 安徳 保君  |        |
| 市立病院事務長  | 末廣 勝彦君 | 財政課長   | 蔵元 洋一君 |
| 公共施設管理室長 |        | 大貝 憲司君 |        |
| 建設課長     | 原口 憲一君 | 環境保全課長 | 村上 智裕君 |
| 生涯学習課長   | 米満 孝智君 |        |        |

---

事務局出席職員職氏名

|      |        |    |        |
|------|--------|----|--------|
| 事務局長 | 西村 拓生君 | 書記 | 東 隆浩君  |
| 書記   | 志垣 憲一君 | 書記 | 千々和 完君 |

---

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1. 決議案第1号**

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、決議案第1号を議題といたします。

本件は議長に関する案件であります。地方自治法第117条の規定により、議長は除斥の対象になりますので、ここで退席し、副議長と交代いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（議長退席）

午前10時00分休憩

.....  
午前10時00分再開

○副議長（梅澤 恭徳君）

副議長の梅澤でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、日程第1、決議案第1号下川俊秀議長に対する不信任決議を議題とし、提案理由の説明を求めます。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

おはようございます。私は、明政クラブの植本種實でございます。

決議案第1号下川俊秀議長に対する不信任決議案について、提案理由の説明を申し述べます。

今年6月26日、中間市役所別館3階特別会議室において、全員協議会が開催されました。そこでは、中間市立病院民間移譲の進捗状況について、執行部から説明がありました。

質疑応答のとき、安田明美議員が、「いいですか、すいません」と執行部に質問を求めようとしたところ、「あんた、聞いても分からんやろう」と下川議長から発言がありました。安田議員は、「失礼ですよ」と言うのが精いっぱい、ほかの議員からも、「議長、ひどいですよ」との発言もありました。

このように議員に対して、上から押さえつけ、見下したような発言は、議会全体の品位をおとしめるものと言わざるを得ません。我々議員は、市民の代表者であり、議長は公平

無私に議会を運営し、議会を代表すべきであるにも関わらず、このような議長の言動は不適切であると言わざるを得ません。

議事進行役の議長がこのようなことでは、適正な審議ができないと考えます。

以上の理由により、下川俊秀議長不信任決議案を提出するものであります。議員各位の公正公平たるご判断をお願い申し上げます。

終わります。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

**○議員（5番 田口 澄雄君）**

日本共産党の田口澄雄です。下川俊秀議員に対する不信任決議に、賛成の立場から討論いたします。

議長が議員に対して、公の会議の場で、「あんた、聞いても分からんやろう」というのは、議員としての役割や尊厳まで無視するものであり、議長としての立場からしても、到底、容認できるものではありません。

よって、本不信任決議案については、賛成といたします。

以上であります。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これにて討論を終結いたします。

これより、決議案第1号下川俊秀議長に対する不信任決議を起立により採決いたします。本決議案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

起立多数であります。よって、決議案第1号は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時05分再開

○副議長（梅澤 恭徳君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま下川議長から欠席届が提出されましたので、引き続き、私が議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第 10. 認定第 9号

日程第 11. 認定第 10号

○副議長（梅澤 恭徳君）

これより、日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの、令和元年度各会計決算認定10件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び認定第6号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入歳出差引き額は、7億6,230万円の黒字決算となっております。また、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支については、7億3,190万円の黒字、単年度収支においては3億1,370万円の黒字となっております。

まず、歳入に関しましては、地方交付税と特別交付税を合わせた収入済額は、52億5,230万円で、前年度と比較して3,120万円、率にして0.6%の増額となっております。地方交付税を補完している臨時財政対策債の借入額は3億9,280万円で、前年度と比較して9,700万円、率にして19.8%の減額となっております。また、ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は、6億2,320万円で、前年度と比較して8,070万

円の増額となっております。

次に、歳出に関しましては、一般職員数の減少等により、前年度と比較して4,550万円の減額となっております。

また、公債費は借換債の実施に伴う影響を除外し、前年度と比較して3億5,680万円の減額となっております。

令和元年度末における普通会計の基金残高は、前年度から4億320万円と大幅に減額して、10億4,960万円となっております。

また、地方債残高は、前年度から4億5,080万円減少して、111億6,510万円となっており、平成17年度から15年連続の減少となっております。

主な財政指標でございますが、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は前年度から1.4ポイント改善して13.3%に、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は、6.2ポイント改善して54.5%に、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は4.1ポイント改善して95.3%となっております。

討論において、「学校給食の民間委託について、子どもたちにとって直営で工夫のある内容の豊かな学校給食を提供することが大事だと思うので、民間委託4校について元の直営に戻すことを求める。また、市の財政だけを問題にするだけの市ではなく、市民の経済を考慮した市民に優しい財政をどう市として取り組むかを第一に考える市政を目指すべきだと思うので反対する」、また、「令和元年度は起債の借換えを行い、中間市の財政の急場を、どうかしのぐことができた大変意味のある決算だと思う。しかし、令和7年までは返済額が下がっていくが、それ以降は上がっていくとのことなので、令和7年までに財政基盤を整え、市の方向性をしっかり定めることが必要だと思うので、エールを送るつもりで賛成する」との意見がありました。

次に、認定第6号令和元年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和元年度も新たな用地の取得はなく、収入支出とも生じておりません。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第6号は全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第7号、認定第8号及び認定第10号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果を

ご報告申し上げます。

初めに、認定第1号令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

まず、歳入については、市税収入決算額40億5,230万円で、前年度と比べ、4,620万円の増額となっております。

その主な要因として、新築家屋の増加等により固定資産税が増額したこと並びに適正な債権管理及び積極的な徴収強化の取組等により、徴収率が、前年度の96.89%から0.15%上昇し、97.04%になったことによるものです。

次に、歳出については、民生費の決算額83億8,067万円で、前年度と比べ、783万円の減額となっております。

項目別では、社会福祉費の主なものは、特別会計国民健康保険事業繰出金5億730万円、高齢者医療制度の法定負担金6億8,460万円、介護保険事業特別会計繰出金7億4,430万円となっております。

次に、児童福祉費の主なものは、子ども・子育て支援費7億6,270万円、児童手当・児童扶養手当9億8,590万円となっております。

次に、生活保護費の主なものは、扶助費20億9,070万円で、前年度と比べ、6,930万円の減額となっております。

次に、衛生費の主なものは、各種予防接種委託料1億130万円、各種がん検診、妊婦健診等委託料4,990万円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、認定第2号令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は49億130万円で、歳出決算額は58億1,210万円で、差引額は、9億1,080万円の赤字となっておりますが、単年度収支においては、3,860万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものは、県支出金として、医療費に対する普通交付金34億6,470万円、また、国民健康保険税8億1,070万円で、前年度と比べ、被保険者数の減少等により3,890万円の減収となっております。

歳出の主なものは、県に納付する国民健康保険事業費納付金11億8,290万円、また、保険給付費34億5,480万円となっております。

次に、認定第3号令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は、県補助金及び貸付金元利収入等300万円、歳出決算額は、繰上げ充用金等3億3,780万円で、差引不足額は、3億3,480万円となっております。

次に、認定第7号令和元年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申

し上げます。

保険事業勘定の歳入決算額は52億1,300万円、歳出決算額は49億8,090万円で、差引額2億3,210万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金12億5,320万円、支払基金交付金12億7,630万円、また、介護保険料は9億9,290万円で、前年度と比べ2,750万円の減収となっております。

歳出の主なものは、要介護者に対して行われたサービスに係る保険給付費43億4,930万円で、前年度と比べ、高齢化進展による認定者増加のため、3.2%程度上昇しております。

また、サービス事業勘定の歳入決算額は4,660万円、歳出決算額は3,180万円で、差引額1,480万円の黒字となっております。

次に、認定第8号令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

歳入決算額は8億1,630万円、歳出決算額は8億円で、差引額1,630万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億9,580万円で、前年度と比べ、被保険者数の増加により、1,840万円の増となっております。

歳出の主なものは、事務費及び徴収した保険料として、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金7億8,950万円となっております。

次に、認定第10号令和元年度中間市病院事業会計決算認定について、申し上げます。

収益的収支におきまして、経常収益18億5,450万円に対し、経常費用は19億8,990万円となっており、1億3,540万円の経常損失となっております。

その主な要因は、入院患者及び外来患者の大幅な減少によるものです。

また、総収益18億5,460万円に対し、総費用は19億9,380万円となり、単年度収支においては、1億3,920万円の純損失となっております。

これにより、前年度繰越欠損金4億3,920万円に当年度純損失を加算した5億7,840万円が、当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本的収支では、収入3,820万円に対し、支出6,290万円で、2,470万円の不足額については、一時借入金をもって措置されております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第7号、認定第8号、認定第10号のいずれも全員賛成で、原案どおり認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、植本種實産業消防委員長。

## ○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び認定第4号、認定第5号並びに認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第1号令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

歳入の主なものとしては、市営住宅428戸の使用料として、土木使用料が7,590万円、土木費国庫補助金として、中鶴地区建替え事業に伴う補助金等が3億8,610万円、道路・橋梁・住宅等の社会資本の改築・改修事業の補助金が8,200万円となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費では、住宅交通政策費において、中間線運行維持費補助金、中古住宅購入・リフォーム補助金等に3,700万円、世界遺産保全活用費において、世界遺産観光ガイド派遣委託、世界遺産協議会負担金等に1,330万円が支出されております。

衛生費では、遠賀・中間地域広域行政事務組合の火葬施設、じんかい処理施設、し尿処理施設、組合事務所の負担金として、6億4,010万円が支出されております。

農林水産業費では、農地費において、中底井野水路改良工事等の工事請負費として、1,480万円が支出されております。

商工費では、商工業振興費において、チャレンジショップ施設管理委託、商工会議所運営費補助金等に1,740万円、観光費において、地域交流センター清掃業務委託、中間市観光まちづくり協議会補助金等に1,540万円が支出されております。

土木費では、住宅建設改良費において、中鶴更新住宅2期新築工事に伴う基本・実施設計業務委託等の委託料として3,860万円、中鶴更新住宅1期新築工事（建築工事）等の工事請負費として6億2,860万円、道路新設改良費において、令和元年度中間市個別施設計画策定支援業務委託等の委託料として3,430万円、大根土団地20号線のり面補修工事等の工事請負費として、1億4,810万円が支出されております。

消防費では、消防施設費において、水槽付き消防ポンプ車の購入費として3,990万円、石油交付金積立金として370万円が支出されております。

討論において、「消防本部所管の石油貯蔵施設立地対策等交付金の基金積立てについて、白島備蓄基地が福智山断層の延長線上にあることから、設備の撤去を求めているため、基金の積立てについては反対する」との意見がありました。

次に、認定第4号令和元年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

令和元年度決算においては、120万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料が5,530万円で、徴収率は97.5%となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場等の光熱水費、修繕料等に1,560万円、同下水処理場の維持管理委託等に5,770万円が支出されております。

次に、認定第5号令和元年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、申し上げます。

まず、令和元年度決算においては、6,270万円の黒字となっておりますが、これは、公共下水道事業特別会計が令和2年4月1日をもって公営企業会計へ移行したことに伴い、令和元年度の出納が令和2年3月31日をもって閉鎖、同日による打切り決算となったことから、歳入歳出の一部が令和2年度公共下水道事業会計に引き継がれたことにより、例年より黒字額が大きくなっております。

歳入の主なものは、下水道受益者負担金が4,500万円、公共下水道使用料が3,840万円となっております。

歳出の主なものは、総務費では、一般管理費において、流域下水道処理負担金等に3億890万円、建設費では、公共下水道建設費において、長津二丁目地内管渠築造工事等の工事請負費として6億810万円が支出されております。

これにより、公共下水道普及率は77.1%に達し、地域下水道を含めると、普及率は87.3%となっております。

次に、認定第9号令和元年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、申し上げます。

まず、利益の処分におきまして、当年度末処分利益剰余金2億2,450万円のうち、建設改良積立金へ1億円を積み立て、残余1億2,450万円を繰り越すものであります。

次に決算におきまして、収益的収支では、6,940万円の純利益となっております。

また、資本的収支では3億8,110万円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保金等で全額補填されております。

給水状況につきましては、給水戸数は2万8,954戸で、前年度より81戸の増加となっております。

工事の状況につきましては、浄水汚泥運搬、機器修繕工事等が10件、下水道工事に伴う配水管移設工事等の受託工事が5件、唐戸浄水場取水ポンプ整備工事、配水管布設替工事等の改良工事が41件行われています。

討論において、「浄水場運転監視業務委託が続いておりますが、水道事業については市民の命に関わる公共性の高い業務であるため、設備改修、更新を含め、職員の技術継承を進めることを要望するため反対する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、認定第1号及び認定第9号については、賛成多数、認定第4号及び認定第5号については全員賛成で、原案どおり認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○副議長（梅澤 恭徳君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（４番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。認定第１号令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

何かにつけて財政が厳しいからと口実にして、施設の統廃合や民間移譲、各種料金の値上げ、市民サービスの低下と新たな負担が進められています。しかし、国保の累積赤字と住宅新築資金の赤字を加味した上での実質収支は、平成２６年度の１１億４，１７０万円をピークに、令和元年度１億８，６４４万円とこの６年間で１０億円もの改善がなされています。しかも、国保や住宅新築資金の赤字は、赤字とはいっても実際にその債務は支払い済みであり、財政上の手法の問題であります。

一般会計だけを見ると、一貫して黒字です。そのために財政調整基金の取崩しが行われたのは事実であります。言われている財政の厳しさは、市債の減少も含めて考えるとそうは言えないと思います。市財政の運用中心ではなく、長期的に市民財政の維持発展を考えた、文字どおり人に優しい市政運営を求めます。

次に、各種の公共施設が指定管理者へと委託されていますが、人件費の低さと本社の経費計上が目立っています。図書館では、昨年度の人件費１１名で１，６７０万円が、同じ１１名で１，５３２万円と１４１万円も削減をされていますが、本社経費は５９９万９，０００円が８３４万７，０００円と２３５万円も増やされています。これは、体育文化センターにも言えることで、１名増なのに逆に人件費総額は減っています。人件費の削減で収益アップを図るような運営は公共事業に向きません。長い目で公共業務を見た場合、確実に質の低下を招きます。

指定管理者制度をやめ、現在働いている方々を市職員として採用し、能力の生かされた希望ある業務配置を求めます。

次に、人事評価制度が実施されていますけれども、採点によるプラスマイナスの評価が出され、勤勉手当の格差が生じています。主要施策の総務課の研修の項では、職場内のメンバーが相互に信頼関係を築き、協同して課題に取り組み、成果を上げることができる強い組織をつくることのできる、そのように育成する研修とうたわれていますが、この人事評価制度はそうした理念とは真逆で、職場の輪を崩すものでしかないと思います。公務労働に職員相互の競争意識を仰ぐ手法はそぐわないと思います。職員個人の能力向上の方向に切り替えるべきだと思います。

次に、学校給食の民間委託から直営へ戻すことを求めます。

現在は2校のみですが、災害やコロナのような問題が生じたときに、直営校はその存在が重要です。今の経験者がいる間に、全ての小学校で民間委託から直営へ変更を求めます。

次に、学力アップ推進の名の下に、市独自の学力テストを実施しています。全国的には、小学校6年生と中学3年生のみが対象ですが、中間市では全ての学年で実施されています。このようなやり方は点数競争の弊害を生むだけで、豊かな学力をつけることにはならないと思います。また、そのような学力テスト対策が元来の教育活動にマイナスの負荷を与えています。即刻中止を求めます。

次に、生活困窮者自立支援事業をNPO法人に委託をしていますが、元来は行政が直接やるべき業務です。このような民間委託には反対いたします。

個人番号制度の推進が図られていますが、個人番号カードは個人情報の漏えいやカードの紛失や盗難の危険性があります。マイナンバー制度の運用そのものをやめるべきだと思います。

次に、石油貯蔵施設の立地対策交付金を受け取り、基金積立てがなされていますけれども、石油備蓄基地の存在そのものが中間市にとっては危険です。福智山断層が全国の危険主要活断層に格上げされています。この活断層の延長線上に白島備蓄基地があります。備蓄基地から交付金を受けるより、撤廃を求めるべきであります。

次に、世界遺産の観光事業として進めるため、平成26年度から7年間で約1億5,000万円の予算が使われていますが、そのうち1億円は市債です。明治150年の歴史にも問題があり、市民生活が疲弊しているときに使うべき予算ではないと思います。予算の使途について縮小を求めます。

以上が、令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算についてであります。

続いて、認定第9号令和元年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対討論を行います。

水道事業については業務の民間委託が進み、地域に根ざした専門性の高い技術も失われないようにしなければなりません。浄水場運転監視業務委託費に5,267万円が支出されています。技術力継承を進める上でも直営化すべきです。よって反対といたします。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

**○議員（7番 掛田るみ子君）**

認定第1号令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、公明党市議団を代表し、討論を行います。

本市の財政は平成27年度より収支のバランスが崩れ、支出超過に陥り、改善できない状況が続いております。財源不足分は基金を取り崩し続けている状態で、令和元年度は基金の枯渇を防ぐため、駅前市有地の売却収入5億円を歳入に計上しておりました。しかし

ながら売却には至らず、このままでは基金総額は5億円を割り込むという状況でした。

そこで、民間の金融機関からの借入金約42億5,000万円で基金の一部を借り換え、返済期間を引き延ばすことで返済金を減額させ、基金残高を10億円台に保つことができたという決算内容であります。

家計に例えれば、生活費が足りず預金を取り崩しながら生活してきたが、預金が底をつきそうになった。土地を売ろうとしたが買手がつかない。そこで、銀行のおまとめローンで借金を取りまとめ、月々の返済額を下げることで生活費を確保したという状況ではないでしょうか。

具体的には、銀行や政府金融機関からの借入れ183本を一本化し、返済期間を引き延ばすことで返済金額を低く抑えたそうですが、それも令和7年までのことで、令和8年からは返済額は逆転するとの説明でした。このような借換えは一般的なことではなく、大変困難を伴うことであったと思いますが、財政危機の急場をしのごうできたという点で、大きく評価したいと思います。

また、ふるさと納税の寄附金が前年比8,000万円増の6億2,000万円と堅調であり、運営経費や住民税の控除額を差し引くと2億7,000万円の利益が出ているとのことでした。前年より1億円以上の利益が伸びていることになります。ふるさと納税は交付税の算定に入らず、税収が増えても交付税が減額されることはありませんので、本市の財源確保のためにもより一層力を入れていただきたいと思います。

いずれにしても、家庭と同じく健全な財政があってこそその市民生活であります。ふるさと中間の財政が持続可能であるためには、令和7年までの5年間で行財政改革を断行しなければなりません。そのためには、議会の協力はもとより市民の協力なしにはできません。改革は痛みを伴うものではありますが、中間市が大きく生まれ変わるために、執行部はじめ職員の皆様が一丸となって頑張ってくださいますようエールを送りたく、賛成討論に出させていただきます。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

**○議員（5番 田口 澄雄君）**

日本共産党の田口澄雄です。

認定第2号令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

国民健康保険の加入者は、年金生活者か失業者、あるいは社会保険に加入できない低所得の労働者などが大部分を占めますが、その保険税があまりにも高過ぎます。そうした中で、一般・現年の収納率がわずかばかりですが、前年度比で減りました。近年確実に伸びてきましたが、逆に減少したというのは負担の限界に来ている証拠だと思われます。近隣の市町村が一般会計からの繰入れを実施している中で、中間市は福田市長になってからの

この3年間、1円の繰入れもなされていません。

こうした財政的に厳しい、市民への冷たい行政運営は容認できません。本認定案には反対をいたします。

次に、認定第7号令和元年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

財政難と高齢化の進行を問題にしますが、高齢化への対応という点では生ぬるいと思います。高齢化の進んだ市であることを自覚するなら、それにふさわしい行政措置をもって、もっと取るべきだと思います。

今、国会では、国会審議の必要のない厚生労働省令の改正で、介護度1から5までの対象者まで保険から外す計画が進んでいます。介護保険の保険料は減免制度が中間市にもありますが、利用料の減免制度については中間市にはありません。国の言いなりではなく、中間市独自のお年寄りに優しい施策を求めて、本認定案には反対をいたします。

次に、認定第8号令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

毎年の決算でも、我が党としての意見を今までも述べてきましたが、原則的にはこうした年齢差による医療保険の運営は、到底認められません。制度開始前の老人保健制度に戻すべきであります。お年寄りの負担を軽減することが、早期の病気への対応となり、結果的には安上がりで済むというのは、岩手県の旧沢内村や長野県の実例でも証明をされています。いたずらに命を担保にお年寄りに過度な負担を求めるこの制度については反対をいたします。よって、この認定案についても反対をいたします。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これにて、討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第10号までの令和元年度各会計決算認定10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号令和元年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

てを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号令和元年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号令和元年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号令和元年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号令和元年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを

起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号令和元年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第10号令和元年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定されました。

---

**日程第12. 第52号議案**

**日程第13. 第53号議案**

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

次に、日程第12、第52号議案及び日程第13、第53号議案の補正予算2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

**○総合政策委員長（中野 勝寛君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第52号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児に10万円の支給を行う新生児特別定額給付金が主な内容となっており、歳入歳出それぞれ9,523万4,000円を追加し、予算総額を246億699万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方特例交付金において交付額の確定に伴い、減収補填特例交付金が320万円増額計上、地方交付税においては、普通交付税の交付額決定に伴い、1億5,390万円が減額計上されております。

県支出金においては、学習指導員等配置事業補助金に590万円、スクールサポートスタッフ配置事業補助金に350万円が追加計上されております。

市債においては、臨時財政対策債を100万円増額するとともに、生涯学習センター複合化事業に270万円が追加計上されています。

また、歳出の主なものは、総務費においては、特別定額給付金の基準日の翌日から本年12月末日までに出生した新生児を対象として、1人10万円を支給する新生児特別定額給付金に2,170万円、教育費においては、小中学校の再開後に、臨時休業により未指導となった内容の補習の実施など、学校教育活動の支援を行う学習支援員の配置に590万円、感染症対策を徹底し、教員の業務支援を行うスクールサポートスタッフの配置に350万円がそれぞれ計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第52号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第53号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第52号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

歳入については、市税におきまして、償却資産の課税額が大幅に増加したことから、固定資産税が1億4,270万円増額されております。

また、国庫支出金におきましては、民生費国庫負担金として、住宅確保給付金国庫負担金300万円、低所得者第1号被保険者介護保険料負担金110万円、民生費国庫補助金として、アウトリーチ等の充実による自立相談機能強化事業費国庫補助金等460万円、

総務費国庫補助金のうち個人番号カード交付事業費及び事務費として2,310万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として560万円が追加計上されております。

次に、歳出については、総務費の戸籍住民基本台帳費において、個人番号カードの普及促進事務及び利用拡大に伴う戸籍の附票システムと住民基本台帳システムの連携に係るシステム改修費用等に2,880万円が追加計上されております。

また、民生費の社会福祉費において、市民生活相談センターにおいて、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業委託料460万円、離職等で収入が減少し、住居喪失または喪失のおそれのある方に対する家賃支援として、住居確保給付金400万円、公共施設集約化を目的とした中間市地域総合福祉会館改修工事実施設計業務委託料600万円、本年10月1日よりロタウイルスが定期接種化されることに伴い、乳幼児定期予防接種に400万円が追加計上されております。

次に、第53号議案令和2年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

保険事業勘定の歳入については、介護保険料低所得者軽減措置における一般会計繰入金110万円増額し、歳出補正に伴う財源調整として、前年度繰越金2,450万円が追加計上されております。

次に、歳出については、令和2年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金として、国及び県の返還金2,070万円、支払基金負担金返還金180万円、地域支援事業費の確定に伴う償還金として、国及び県の返還金240万円が増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,568万円が追加され、介護サービス事業勘定を加えた予算総額は歳入歳出それぞれ52億2,655万9,000円となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第52号議案については賛成多数で、第53号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、植本種實産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第52号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入につきましては、国庫補助金において、空き家再生事業に伴う社会資本整備総合交付金として270万円計上されております。

歳出につきましては、総務費では、制度利用の申請数の増加に伴い、中古住宅購入・リフォーム補助金が1,110万円追加計上されております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症に関する支援策として、家庭用ごみ袋の無料引

換券を全世帯に配布するための経費が2,980万円計上されております。

商工費では、中間商工会議所で販売されるプレミアム付き商品券のプレミアム分の一部を補助することを目的とした地域経済活性化対策補助金が50万円追加計上されております。

消防費では、令和3年度に新規採用予定の消防職員2名分の被服費等として110万円計上されております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

柴田芳信君。

**○議員（4番 柴田 芳信君）**

日本共産党の柴田芳信です。第52号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、反対意見を申し述べます。

総務管理費補助金として2,882万9,000円が、個人番号カード給付金の補助金として計上されていますけれども、政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の危険を持つ重大な問題であります。一度漏れた情報は、流通、売買され、取り返しがつかなくなります。よって、反対いたします。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これにて討論を終結いたします。

これより、第52号議案及び第53号議案の補正予算2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第52号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

起立多数であります。よって、第５２号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第５３号議案令和２年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認めます。よって、第５３号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第１４．第５４号議案

#### 日程第１５．第５５号議案

○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、日程第１４、第５４号議案及び日程第１５、第５５号議案の条例改正２件を一括議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５４号議案及び第５５号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第５４号議案中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づき、平成３０年に一体のものとして策定された障害福祉計画・障害児福祉計画が本年度で計画期間が満了となり、次期計画も同様に策定することができるよう、必要な事項を定めるものとなっています。

条例改正の内容といたしましては、両計画を一体のものとして策定するために、策定委員会を関係団体や関係者の意見を聴く場として位置づけるとともに、策定委員会の名称の変更や任務の見直しが行われており、また、策定委員会の議事及び運営に関して必要な事項が定められています。

なお、条例の施行日については、令和２年１０月１日となっております。

次に、第５５号議案中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、市町村が条例で指定居宅介護支援の基準を定める際の基準である厚生省令の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正され、令和３年４月１日から施行されることによるものです。

条例改正の内容としまして、居宅介護支援事業所での管理者要件について、省令と同様に、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合、介

護支援専門員を管理者とすることができるものであります。

また、事業所の人材確保に関する状況を考慮し、令和3年3月31日までとされていた経過措置期間が延長されたことから、本市においても、同様の改正を行うものとなっております。

なお、条例の施行日については、省令の施行日に合わせ令和3年4月1日とし、経過措置の延長の規定については、公布の日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第54号議案、第55号議案のいずれも、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これより、質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

討論なしと認めます。

これより、第54号議案及び第55号議案の条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第54号議案中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第16. 第56号議案

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

次に、日程第１６、第５６号議案中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託契約についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

**○総合政策委員長（中野 勝寛君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５６号議案中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託契約について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

このたびの委託契約は、平成２９年２月に策定された中間市地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づき、市庁舎本館、別館及びなかまハーモニーホールの照明のＬＥＤ化等、省エネ設備への改修を行うものです。

この補助事業に採択されるためには、専門的な知識を持った者による調査分析に基づく先進性及びモデル性を有する設備導入計画を立案する必要があり、設備導入後も計画どおり温室効果ガスの削減を達成する必要があるとされています。

このことから、補助事業の実施には、高い専門性及び確実に温室効果ガスを削減することができる業務遂行能力が必要となることから、令和元年度に公募型プロポーザル方式による事業者選定が行われ、株式会社ハッセイが優先交渉権者に選定されました。

同社は令和元年度に実施設計を行っており、令和２年度には設備更新を実施するために本年８月１２日付で、契約金額を２億６,８２９万６,７３１円として仮契約が締結されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論においては委員から、「市として統一したＣＯ₂削減の把握ができておらず、特定の施設のみの把握に終始しているようである。そのため全庁的な立場からＣＯ₂削減の取組を評価し、それを把握することを求めるといった意見を付して賛成する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

討論なしと認めます。これより、第５６号議案中間市カーボン・マネジメント強化事業

業務委託契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認めます。よって、第５６号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第１７．第４５号議案

○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、日程第１７、第４５号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４５号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市中央公民館は社会教育施設の中核的な役割を果たす施設として、昭和５３年度に設置され、現在に至るまで定期講座や講演会、サークル活動など、多くの方々から様々な目的で利用されてきました。

しかし、建築後約４０年が経過し、老朽化に伴って施設に不具合が生じており、また、旧耐震基準で建築された施設であるため、今後も継続して運営するには耐震改修を含む大規模改修が必要な状況であること及び現在の利用者については代替施設で継続して学習活動等が実施できるよう支援することを理由に、本年６月の第３回中間市議会定例会で本議案が上程されました。

その際には、総合政策委員会として、中央公民館の利用者に対し中央公民館を廃止することについて十分な理解が得られていないため、さらに慎重な審査が必要であるとの理由から、議長に対して閉会中の継続審査の申出を行い、議会の承認を得ました。

執行部は、８月３日及び４日には住民説明会を、９月１日には中間市社会教育施設等あり方検討委員会を開催し、中央公民館の現状、課題、問題点、ハピネスなかま、生涯学習センターへの機能移転、代替施設の有効活用などについて、市民の方々や利用者の方々に説明してきました。

総合政策委員会においても、執行部から住民説明会やあり方検討委員会についての報告を受け、７月８日、８月１７日及び９月１７日に審査を行ってまいりました。本議案は、これ以上結論を先延ばしにすべきでないと判断したことから、継続審査を終結することといたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要及び審査に係る経緯であります。

討論においては、委員から、「財政の厳しさを廃止の理由の第一に上げているが、中間

市の財政は好転する動きの中で推移している。そうしたときに、歴史もあり、役割の大きな中央公民館を廃止することが中間市の行政の質に非常に大きな影響を及ぼすと思うため、廃止条例に反対する」「中央公民館の利用者等から生涯学習センターは利便性に欠ける。生涯学習あるいは社会教育を今後ますます発展させてほしいが、発展を考えると利用者の利便性をもっと考慮してもらう必要があるという話が出ている。財政面から見ると、廃止条例は今後認めざるを得ないが、今はもう少し公民館の行先を検討する時間が必要であることから、今回については反対する」また、「中央公民館の廃止により市民の方々には不自由をかけるが、中間市の少子高齢化による人口減少、市の厳しい財政状況等を大局的見地で判断しなければならない。ふるさと中間を存続させるためには廃止はやむを得ない。ただし、ハピネスなかま、生涯学習センターへの移転で交通アクセスが悪くなるため、市民の声、要望に対しては、担当課だけでなく、市が一丸となって解決策を検討し、実行することを要望して賛成する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。植本種實君。

**○議員（1番 植本 種實君）**

私は植本種實でございます。第45号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例について、反対討論をいたします。

耐震工事が行われておらず、老朽化も進んでいる中央公民館の機能を他の公共施設に移転するのは理解できますし、よい判断だと思います。しかし、令和3年度はハピネスなかま、令和4年度からは生涯学習センターに移転することには理解できません。生涯学習センターは築25年で、既に老朽化が始まっているため、移転後すぐまた移転問題が起こることは予測されますし、移転費用、改修費用ははっきりしないため、むしろ建て替えたほうが安くつくのではないかと懸念もあります。

また、ハピネスなかま、生涯学習センターは公共交通が便利とは言えない場所にあり、交通事故が多発する交差点を通らなければならないことから、高齢者の方にも不安です。

このようなことから、市民はハーモニーホールを中央公民館にしてはどうだろうという声がたくさんあると私は思います。

そして、執行部のやり方は市民の同意を得ることはなく、少し乱暴ではないかと思い、この議案については反対いたします。

○副議長（梅澤 恭徳君）

ほかに討論はありませんか。柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

新風クラブ、柴田広辞です。

第45号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例案について、賛成の意見を申し上げます。

まず、中央公民館の廃止により、市民の皆様にはご不自由をおかけいたします。しかし、ここでしっかりと既に始まっている中間市の少子高齢化による人口の減少、中間市の厳しい財政状況等、大局的見地で判断しなければなりません。

また、これまでも先送りにしてきた公共施設のあり方について、これ以上先送りにできない状況となっていると判断し、ふるさと中間を存続させ、次の世代へしっかりとバトンタッチをするためには、廃止はやむを得ないと判断します。

ただし、移転先として上げられているハピネスなかま、生涯学習センターへ移ることにより、交通アクセスが悪くなるが対策はなされるのか、駐車場は足りるのか、これまでと同じように会議室を借りることができるのかと、市民の声、要望に対しては担当課だけで対応するのではなく、市が一丸となって真摯に解決策を検討し、実行することを強く要望し賛成いたします。

○副議長（梅澤 恭徳君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第45号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例について、反対討論いたします。

中間市行政改革推進本部の廃止決定の最大理由は、利用者の安全確保と市財政の現在、そして今後の急迫を理由としてのものでした。ここには様々な問題があります。

まず、第一には、こうした中間市民の将来に関わることを主権者である市民には一切諮らず、一部の市職員や市の幹部だけで一方的に決定をしている点です。しかも、市議会議員にも新聞発表の前日に文書を送ってくるという、まず結論ありきの市政運営という手続のあり方であります。

次に、財政問題を口実としますが、中間市の財政は厳しいということが現状とは乖離してひとり歩きをしています。これは、市当局の世論誘導としか思えません。2019年度の主要施策に関する報告書が出ましたので、この10年間の推移を調べてみましたら、形式上の赤字である国保と住宅新築資金の赤字を含めて、全会計で見ますと、平成11年度の11億4,117万円の赤字をピークに、現在では1億8,644万円と赤字が10億円近くも減っています。しかも、国保と住宅新築資金は唯一の赤字の原因ではありますが、赤字とはいっても実際の債務があるわけではなく、今すぐに精算すべきものでもあ

りません。

また、この間、市の借金である市債は、先ほどの基金のピーク時の平成26年度比で見ましても、当時の149億4,757万円の市債が、111億6,511万円と37億8,246万円も減っています。同じ期間の財政調整基金の減が20億4,000万円ですから、17億円以上の借金返済超過ということになります。一般会計にとりましては、一貫して黒字ですが、それが基金の繰入れによるものだとしても、その部分を除いても、同じ期間で見ますと純粋には黒字です。

こうしたそこそこの財政状況下で、財政難を口実とした文化と市民教育の拠点である中央公民館の廃止は、今からの中間市の歴史に汚点を残すと思われます。よって、中央公民館を廃止するという本条例案については、反対をいたします。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ほかに討論はありませんか。中尾淳子さん。

**○議員（9番 中尾 淳子君）**

第45号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例について、公明党中間市議団を代表し討論を行います。

これは、6月議会に上程された議案であります。中央公民館廃止の新聞報道が先行し、さらにコロナ感染症の影響で説明会を設けることができず、市民への説明が足りないという理由で継続審議になった議案であります。

その後、市は各サークルに個別に説明し、7月14日に自治会長会で説明した後、8月3日、4日には、コロナ禍ではありますが、市民向けの説明会を行いました。2日間で延べ90人の参加があったと伺っています。議事録を拝見しましたが、市の説明を聞くというよりは、廃止決定に対する反対と批判の声が多く、意見の相違の溝を埋めることは難しいと感じました。

しかしながら、中央公民館を耐震改修し存続するためには、約3億円かかる見込みであり、年間維持費は1,300万円と聞いております。また、9月1日には社会教育施設等のあり方検討委員会を開き説明をしております。議事録には、反対意見もありましたが一定の理解は得られていると感じました。

財政事情もあり、公共施設の5施設の廃止は突然の報道発表から始まり、市民への説明が遅れ、このたびの進め方に対しての批判は免れないと思います。しかし、遅ればせながら説明会を聞き、市民の声を受け、福社会館、ハピネスなかまの廃止を撤回し、存続を決めました。そして、有効活用するための実施設計費600万円がこのたびの補正予算に計上されております。限られた財源の中で、行政も最大努力していると理解しています。

中間市の将来に向け、公共施設の再編成整備は避けて通ることができず、施設の集約化で財政負担を軽減することが、市民生活を守ることになると信じております。利用者の一人として、残念ではありますが、市政を預かる議員の一人として、全体感に立った判断を

すべきと考え、賛成とさせていただきます。

○副議長（梅澤 恭徳君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第４５号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（梅澤 恭徳君）

起立多数であります。よって、第４５号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第１８．第５７号議案

○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、日程第１８、第５７号議案中間市道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第５７号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更をいたします路線は、徳若５号線の１路線でございます。この路線につきましては、現在市道認定されておりますが、中間市道路線の台帳整備を進める段階で、路線番号の重複が判明いたしましたことから、路線番号を現在の１４００番から１４０１番に変更するものでございます。

なお、路線番号を除く道路の概要につきましては、現在の認定内容から変更はございません。

以上のとおり、路線を変更するに当たり、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（梅澤 恭徳君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第５７号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(梅澤 恭徳君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(梅澤 恭徳君)

討論なしと認めます。

これより、第57号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(梅澤 恭徳君)

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 第58号議案

○副議長(梅澤 恭徳君)

次に、日程第19、第58号議案損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第58号議案損害賠償の額を定め、和解することについて、提案理由を申し上げます。

本年8月5日、午後2時50分頃、本市職員が草刈り機を使用し、市有墓地の除草作業を行っていたところ転倒し、草刈り機の刃で、隣接する店舗の壁面に約20センチメートルの損傷を与えました。本件事故に係る損害を賠償するに当たりましては、損害賠償の額を損害保険会社が認定した4万8,125円とし、和解することにつきまして相手方と協議が調いましたことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、損害賠償金4万8,125円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うことになっております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長(梅澤 恭徳君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(梅澤 恭徳君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第58号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

討論なしと認めます。

これより第58号議案損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20. 意見書案第7号

日程第21. 意見書案第8号

○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、日程第20、意見書案第7号及び日程第21、意見書案第8号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。

意見書案2件について、趣旨説明を行います。

初めに、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書案について説明します。

国は、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化、進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し集中的に取り組んでいます。その期限が令和3年3月末までとなっています。

過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、土砂災害等により被害者が後を絶たない現状を鑑み、大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつなげるために、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須であります。

よって、次の3項目について、国に強く要望するものです。

1、令和2年度末期限の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のさらなる延長と拡充を行うこと。

2、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

3、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のた

めの財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

続きまして、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書案の趣旨説明を行います。

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロで現地に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できます。2001年の本格運航以来、これまで全国43都道府県に53機が配備されております。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9,000件を超えました。7月、九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、空飛ぶ治療室の役割は着実に増しています。

一方、出動件数の増加は、整備費や燃料費、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっています。ドクターヘリの運航に係る費用の多くは、国が交付金などで手当てしていますが、追いついている状況にはありません。

そこで、ドクターヘリが今後も救命救急の切り札として安定的かつ持続的な運用の下、人命救助に貢献できるよう、次の事項について早急に取り組むことを政府に強く求めるものです。

1、ドクターヘリの運航に係る必要経費増の実態を踏まえ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。

2、消費税の増税に伴い、運航事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。

3、ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適切な労働環境の確保を図ること。

4、ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運航事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、議員諸氏の賛同をお願いしまして、意見書案2件の趣旨説明を終わります。

○副議長（梅澤 恭徳君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第7号防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（梅澤 恭徳君）

全員起立であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（梅澤 恭徳君）

全員起立であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第22．意見書案第9号**

○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、日程第22、意見書案第9号「敵基地攻撃論」の撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第9号「敵基地攻撃論」の撤回を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

自民党のミサイル防衛に関する検討チームは、8月4日、首相と官房長官を訪ね、国民を守るための抑止力向上に関する提言を手渡しました。政府は、9月に一定の方向を示し、来年度予算に反映をさせる意向です。

表現としては、相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力とあえて敵基地攻撃能力という言葉を使ってはいませんが、しかし、保有に積極的な議員の中からは、これまで攻撃対象を基地だけに限っていたが、基地外にも攻撃できるようになった、むしろ前進だという声まで飛び出しています。

また、退陣を前にした9月11日、当時の安倍首相は敵基地攻撃能力保有の検討を促す

談話を発表し、今年末までの検討という期限まで区切り、次期政権に——現政権ですが——拘束をかけています。発射後、どこに向かうかも分からないミサイルや、基地を攻撃することは先制攻撃に当たり、明白な国際法の違反です。

実際に、今、政府は長距離巡航ミサイルの導入や、いずも型護衛艦へのF 3 5 Bステルス戦闘機の搭載など、敵基地攻撃能力の保有に向けた動きを強めています。抑止力論の強化を言いますが、実際に攻撃をしかけたら抑止力はなくなり、お互いのミサイルの応酬が始まります。そこには、勝者も敗者もありません。今大事なことは、相手にミサイルを撃たせないことです。そのためには、こうした脅しによる抑止という考え方ではなく、東南アジアでは当たり前になった外交交渉による平和構築の努力こそ、今求められているのではないのでしょうか。

以上により、こうした危険極まりない敵基地攻撃論は撤回をすることを求めて、意見書を提出をいたします。

議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（梅澤 恭徳君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第9号「敵基地攻撃論」の撤回を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（梅澤 恭徳君）

起立多数であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23．意見書案第10号

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

次に、日程第23、意見書案第10号新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策（消費税減税）を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

**○議員（4番 柴田 芳信君）**

日本共産党の柴田芳信です。

意見書案第10号新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策（消費税減税）を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るい、日本においても感染症患者は発生から8か月以上経過した今も増え続けています。政府は4月7日に福岡県を含む7都道府県に対し緊急事態宣言を発し、翌週16日には全国を対象といたしました。

緊急事態宣言中の外出自粛等により、人を介しての感染拡大は一定程度抑えられたものの、日本経済は著しく打撃を受けることとなりました。

9月22日現在、コロナ感染者数は全国で7万9,896人となり、GoToトラベルキャンペーンも解禁となりましたが、感染者数が増えると、さらに景気が悪化することが懸念されています。

これからの日本経済活性化のためには、国民の負担を軽くし、政府が責任を持って成長路線への足がかりとなる政策を取ることが求められています。

そこで、下記の事項を実施することを強く要望するものであります。

1、消費税は一定の期間を定めて軽減税率の適用を全品目に拡大するなど、実質的な消費税減税も視野に入れた消費税の減税を行うこと。

以上であります。

多くの皆さんの賛同をお願いし、私の趣旨説明を終わらせていただきます。

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（梅澤 恭徳君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

**○議員（8番 草場 満彦君）**

新型コロナウイルス感染症によって受けた日本経済の打撃は、政府が責任を持って成長

路線に導くべきものであると私も考えます。しかし、その手段が消費税減税につながるものとは考えておりません。

2012年6月、当時の民主、自民、公明の3党が合意した社会保障と税の一体改革に基づいて、安定財源である消費税の税率を2度にわたり引き上げた上で、三つの教育の無償化、幼児教育、私立高校、大学、この三つの無償化を実現をさせました。これによって高齢者だけでなく、社会保障制度を全世代型へと転換をし、充実へとリードしているのが現状でございます。

消費税は歳入の基本であり、社会保障を支える重要な役割を担っております。全世代型社会保障改革に欠かせない財源であると位置づけております。そのため、もし消費税減税に手をつけるようであれば、慎重な議論が必要であり、今はその時期にあらずと考えます。

どうしても早急に経済対策に財源が必要であれば、御党が主張されていた消費税撤廃の際の財源、大企業の内部留保資金でしょうか、それを活用されるように国会に提案されてはいかがでしょうか。

以上、本意見書案には反対をいたします。

#### ○副議長（梅澤 恭徳君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

#### ○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。本意見書に賛成の立場から意見を申し述べます。

公明党さんの意見では、安定財源という言葉がよく使われますけれども、誰にとつての安定財源かというのが、一番大事であります。

社会保障をこうした消費税に頼るというのは、低所得者ほど負担が重く、実際には、そのことが3%、5%、8%、10%上がるたびに景気が後退している、そういう実態があります。

しかも、政府は今年の初頭までは、景気は回復し戦後最長だというふうに誇っていましたが、実は政府の内閣府の景気動向指数研究会の発表では、既に2018年の10月をピークに、景気は後退局面に入ったというふうに言われています。

つまり、今回の8%から10%への消費税の増税というのは、そうした景気が後退側面に入って1年もたったときに、さらにこれに追い打ちをかけるように2%の増税であります。

それに輪をかけて、今のコロナ禍での不景気、28.1%という数字出ましたが、もう最大の、どん底の状況に、今、向かっています。

こうしたときに、低所得者に負担が重い、こうした消費税については、即刻、やはり見直しをして、本当の意味での景気の上向きを図る、そのことが、今、日本の政界には求められていると思いますし、こうした地方自治体でも地域の経済を守る上でも、非常に大きな問題だと思いますので、そうした消費税の減税、こうしたことを主眼に景気対策を行っ

てほしいという立場から、本意見書については賛成といたします。

○副議長（梅澤 恭徳君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第10号新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策消費税減税を求める意見書を、起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（梅澤 恭徳君）

起立多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24．意見書案第11号

○副議長（梅澤 恭徳君）

次に、日程第24、意見書案第11号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認め、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅澤 恭徳君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第11号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を認める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(梅澤 恭徳君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 会議録署名議員の指名

○副議長(梅澤 恭徳君)

これより、日程第25、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において安田明美さん及び中尾淳子さんを指名いたします。

○副議長(梅澤 恭徳君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和2年第5回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時39分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            下   川   俊   秀

副 議 長            梅   澤   恭   徳

議 員            安   田   明   美

議 員            中   尾   淳   子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

副 議 長

議 員

議 員